

令和 4 年度事業計画書

大阪府中央卸売市場管理センター株式会社

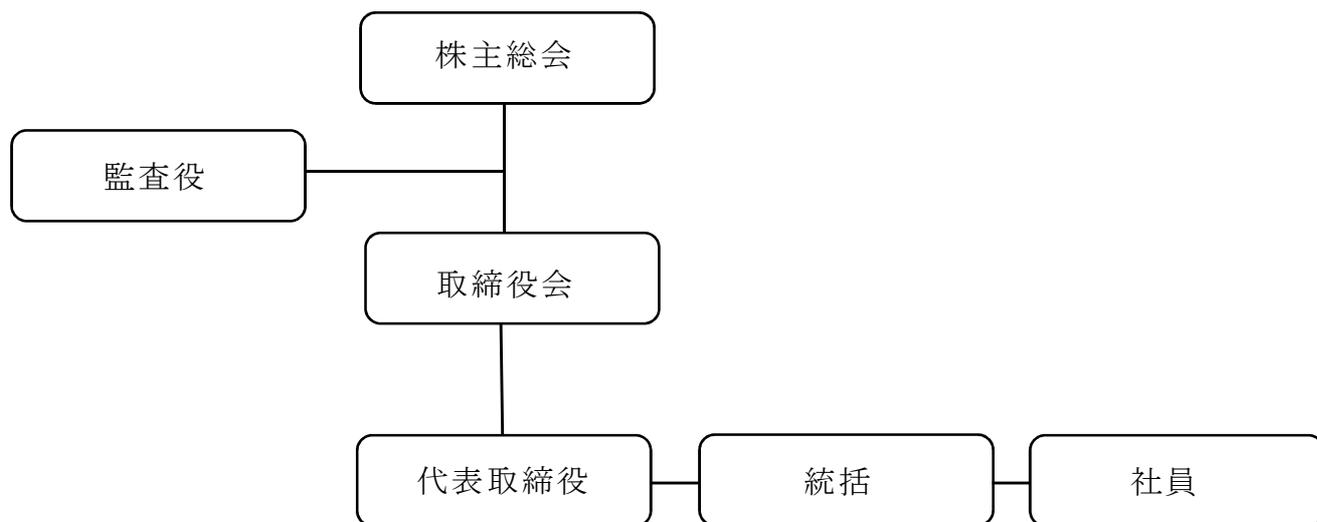
目 次

1	管理運営体制	1
	(1) 組織体制図	1
	(2) 現員表	1
	(3) 役員名簿	2
2	事業計画の概要	3
	(1) 新市場のあり方検討	3
	(2) コールドチェーン化の推進	3
	(3) 荷捌スペース等の確保と利用秩序の維持	4
	(4) 廃棄物排出量、処理費用の抑制及び不法投棄の防止	4
	(5) 禁煙対策の徹底	4
	(6) 防犯カメラの増設	4
	(7) スマート市場の推進	5
	(8) 災害等緊急対応資材の備蓄	5
3	基礎指標	6
	(1) 取扱数量・取扱金額	6
	(2) 安定的な財政基盤の確立	7
4	市場施設管理業務	8
	(1) 施設等の指定・使用許可等利用業務	8
	(2) 車庫・交通事故証明	8
	(3) 遺失物の取扱い	8
	(4) 施設・設備・外構の維持補修工事	8
	(5) 委託業務	9
	(6) 消防・防災訓練の実施	9
5	利用料金等の徴収、督促等債権管理業務	9
6	卸売予定数量等の調査及び統計に関する業務	9
7	市場活性化対策	10
	(1) 魅力ある市場づくり	10
	(2) 川上・川下との連携	12
	(3) 食の情報発信機能の強化	13
	(4) 空き施設の解消	15
8	大阪府施策との整合性	16
	(1) 障がい者の就労支援等	16
	(2) あいりん地区日雇い労働者の清掃事業の受け入れ	16
	(3) 環境問題への取り組み	16

9 NPO、府民等との協働	17
10 大阪府主催イベントへの協力	17
11 サービスの向上	17
12 社員研修の充実	18
13 コンプライアンス	18
14 個人情報の保護	18
15 情報公開体制	18
16 人権問題への取り組み	18

1 管理運営体制（令和4年7月1日現在）

(1) 組織体制図



(2) 現員表

職名	現員（人）	備考
代表取締役		
取締役	6	非常勤、無報酬
監査役	1	非常勤、無報酬
社員	7	正社員(5)、嘱託社員(2)

(3) 役員名簿

役職名	氏名	現職	現任期
代表取締役			
取締役	三木 博司	北果大阪北部中央青果（株） 代表取締役	R3. 6. 25～ R5 定時株主総会終結 の時
取締役	酒井 孝博	大果大阪青果（株）北部支社 専務取締役支社長	R3. 6. 25～ R5 定時株主総会終結 の時
取締役	花木 章男	（株）大水北部支社 執行役員北部支社長	R3. 6. 25～ R5 定時株主総会終結 の時
取締役	川邊 浩一	（株）うおいち北部 常務執行役員北部支社長	R4. 6. 25～ R5 定時株主総会終結 の時
取締役	西田 景典	大阪府青果卸売協同組合 理事長	R3. 6. 25～ R5 定時株主総会終結 の時
取締役	榎本 昭弘	大阪府水産物卸協同組合 理事長	R3. 6. 25～ R5 定時株主総会終結 の時
監査役	植田 孝	大果大阪青果（株） 代表取締役会長	R1. 6. 25～ R5 定時株主総会終結 の時

2 事業計画の概要

大阪府中央卸売市場の指定管理者としての10年間の取り組みについては、「指定管理者評価委員会」を始め、内外の市場関係者からも非常に高い評価を受けているところである。

こうした実績も評価され、次期指定管理者については、弁護士、公認会計士、学識経験者等で構成される「選定委員会」において審査の結果、当社が最優先交渉権者として選定されたことを受け、大阪府における指定管理候補者の決定及び府議会での議決を経て、令和4年度から5年間、市場の管理運営業務を担うこととなった。

一方、市場を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、競争力のある市場の実現を目指していくためには、より一層効率的・効果的な管理運営業務を行っていく必要がある。

当社としては、現状に甘んじることなく、初心に立ち返り、これまで培ってきた経験と実績を活かしつつ、民間ノウハウを活用し、市場関係者のニーズはもとより「選定委員会」及び「評価委員会」から寄せられた指摘・提言やSDGsの観点も十分に踏まえながら、スピード感を持って一層効率的・効果的な管理運営業務を行うとともに、大阪府が策定した当面5年間の市場運営の基本方針を示した「経営戦略」(R4～R8年度)の実現に努める。

とりわけ、川上・川下を始めとする市場関係者のニーズを踏まえ、以下の事業を重点的に推進する。

(1) 新市場のあり方検討

府市場は開設44年が経過し、施設設備の老朽化に加え、卸売市場に期待されている鮮度管理や物流の効率化、IT技術の導入といった新たな機能への対応が困難な状況にあり、川上及び川下の要請に十分に応えきれず、市場機能に重大な支障を来しつつある。

このため、当社においては、市場の全面建替えを目指した市場施設の再整備計画を策定するため「市場施設等再整備構想策定検討委員会」をいち早く立ち上げ、2年間に亘る審議を経て、昨年3月、「市場施設等再整備構想(案)」を策定した。

一方、大阪府においても、学識経験者で構成される「市場あり方検討委員会」における調査・審議やサウンディング型市場調査結果等を踏まえ、民間資本を活用した市場の全面建替を目指し、令和4年度から2年間かけて再整備基本計画を策定することとされている。

当社としては、「基本計画」の内容が実効性のあるものとなるよう検討委員会等に積極的に参画し、必要な提言を行うなど全面的に協力していく。

(2) コールドチェーン化の推進

コールドチェーン化の実現が喫緊の課題となっているが、府市場においては、場内業者が保冷库等を整備するための電気容量の増強や機能強化工事等の条件整備が図られてきたが、全面的な低温化の状況には至っていない。

このため、新市場の整備に至るまでの間の当面の手法を検討するため、「水産仲卸売場の低温化基本計画」を策定し、整備に伴う費用対効果の検討も含め関係先と協議するとともに、検討委員会において実現可能な整備手法の検討を行ってきた結果、

大阪府において、令和3年度から2年間の時限的措置として「低温化設備導入支援補助制度」の予算措置が講じられたところである。

こうした大阪府の対応状況や場内事業者のニーズ等も見極めながら、当社としての方針を検討する。

(3) 荷捌スペース等の確保と利用秩序の維持

量販店等から強い要請がなされている配送用大型トラックへの積み込みや荷捌きスペースを確保するため、令和3年度において近郷売場における買出人専用駐車場を再編し、全天候型の買出人専用駐車場を整備したところであり、同駐車場が円滑に運営されるよう関係先と協議を進め、利用秩序の維持に努める。

また、バイヤー等顧客向けの専用駐車場を整備するとともに、産地配送車両等の効率的な動線の確保について場内事業者と十分協議し、可能なものから整備する。

(4) 廃棄物排出量、処理費用の抑制及び不法投棄の防止

多量に発生する廃棄物の削減を目指し、実効性のある対策を講じてきた結果、排出量及び処理費用ともに大阪府の直営時に比べ概ね60%削減することができたが、引き続き場外からのごみの持ち込み禁止の徹底や場内関係者への啓発を積極的に行う。

また、不法投棄を発見次第、防犯カメラにより不法投棄者を特定し、直ちに刑事告発を行ってきたところ、これまで2件の事案が逮捕・立件されるに至っている。

令和4年度においても、違反事例については、刑事告発と併せ悪質な事案は入場禁止の行政処分を科するなど厳正な措置を講じる。

(5) 禁煙対策の徹底

消費者から信頼される安全安心で清潔な市場づくりを目指していくため、「喫煙ルールの違反行為に対する取扱要綱」に基づき売場や共用区域での喫煙行為を禁止しているが、一部にルールを遵守しない喫煙行為が見受けられる。

特に、令和2年度に改正健康増進法が施行されたことに伴い、屋内が原則禁煙となっていることから、周知・啓発と併せ、禁煙推進指導員による巡回指導やルール違反者に対する行政処分等より一層厳正な措置を講じ、禁煙対策の実効性を確保する。

(6) 防犯カメラの増設

主に場外からの持ち込みごみを始めとする不法投棄を抑止するため、防犯カメラの設置、ごみ置き場のゲートの新設、ごみ置き場の利用時間の制限を行うなど総合的な対策を講じてきた結果、不法投棄件数は対策実施前に比べ約90%以上の減少を持続するなど大きな成果を上げている。

また、防犯カメラにより場内の窃盗事件は大幅に減少するなど抑止力も発揮している。

しかしながら、未だ一部に不法投棄が見られることから、防犯カメラの増設により死角の解消を図るなど徹底した措置を講じ、不法投棄ゼロを目指す。

(7) スマート市場の推進

市場は大量のエネルギーを消費し、環境への負荷が大きいことから共用区域における既存照明器具の LED への転換を積極的に進め、令和 3 年度は 427 台、累計 3,862 台の転換を図ってきたが、令和 4 年度においては残された既存照明の LED への転換を図るとともに電気・ガス・エネルギー等の節エネルギーの促進を図る。

また、EV(電気自動車)の普及を促進し、自動車から排出される CO2 等の削減に寄与するため、国及び大阪府の補助金を活用し EV 用急速充電設備を管理棟駐車場内に設置し、スマート市場の推進に向けた取り組みを推進する。

(8) 災害等緊急対応資材の備蓄

今後とも発災が想定される地震・台風に加え新型コロナ感染症等の不測の事態において、市場関係者が業務を円滑・持続的に遂行できるよう食料品・生活用品・マスク・消毒薬・新型コロナ検査キット等の必要な備蓄を行う。

3 基礎指標

(1) 取扱数量・取扱金額(税込)

令和3年度は、前年度に引き続き、度重なる「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の発令により、量販店向けの販売は好調に推移したものの前年ほど伸びず、また、天候不順による飲食店の休業や時短の動きが広がり、業務向けの販売が大きく落ち込み、一方、かに、大衆魚の不漁や日照不足や長雨等の天候不順に伴う相場の不安定など卸売市場における取扱高の低迷は長期化の状況にある。

こうした状況の下、令和3年度の野菜部門の取扱数量は139,564トン、取扱金額は336億5,843万円となり、前年度比で見ると、数量が97.75%、取扱金額では95.59%といずれも前年割れとなった。

果実部門の取扱数量は56,270トン、取扱金額は220億453万円となり、前年度比では、数量が99.50%、取扱金額では101.88%と数量が僅かながら前年をクリアすることができなかった。

青果物全体では、取扱数量は195,834トン、取扱金額は556億6,300万円となり、前年度比で数量が98.24%、金額で97.98%といずれも減少した。

こうした状況を反映し、平均単価では、野菜部門はやや減少し、果実部門は前年を上回る水準となり、全体ではやや単価安となった。

一方、水産物の取扱数量は、生鮮水産物が17,824トン、冷凍水産物が2,465トン、加工水産物が10,596トン、冷凍食品が4,969トンとなり、前年度比で見ると、生鮮水産物が92.59%、冷凍水産物が84.74%、加工水産物が94.83%と前年割れとなり、冷凍食品のみが112.78%と前年をクリアすることができた。

水産物全体の取扱数量は35,855トンとなり、前年度比では95.01%となった。取扱金額では、生鮮水産物が157億7,722万円、冷凍水産物が32億6,454万円、加工水産物が113億649万円、冷凍食品が26億2,064万円となり、前年度比で見ると、生鮮水産物が98.25%、冷凍水産物が96.40%、加工水産物が96.23%となり、冷凍食品のみが105.87%と僅かながら前年をクリアすることができた。

水産物全体では、329億6,885万円となり、前年度比では97.92%と前年をクリアできなかった。

平均単価は、冷凍水産物は大幅な安値となったものの、生鮮水産物、冷凍水産物加工水産物が前年を上回る高値となり、全体としては27.0円の高値となった。

市場全体では、青果物・水産物の合計で数量が231,689トン、前年度比で97.73%、金額では886億3,181万円、前年比で97.96%と僅かながら前年を下回ったが、単価は0.9円の増とほぼ同水準に落ち着いた。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により外食・宿泊施設などの業務需要が減少することが予想され、回復基調は期待はできず、厳しい状況になるものと思われるが、市場関係者が一体となって、集荷・販売力の強化に繋がるよう市場活性化事業に更に取り組むなど、取扱数量・取扱金額の拡大に努める。

なお、これら取扱高を経年的に見てみると、取扱数量は、平成 25 年度にやや回復したものの、微減基調にあり、取扱金額は平成 24 年度から 4 年間連続で前年度実績を上回り、また、平成 27 年度と 28 年度は 1 千億円を上回ったが、平成 29 年度以降は 1 千億円に届かず、令和 2 年度は、2 年振りに 900 億円台を回復したものの、令和 3 年度は、令和元年度とともに 900 億円を割り込んだ。

特に、令和 3 年度の取扱数量、取扱金額は、残念ながら過去ワースト記録となった。

年度 項目		令和 2 年度		令和 3 年度					
		取扱数量 (kg)	取扱金額 (千円)	取扱数量 (kg)	前年度比 (%)	取扱金額 (千円)	前年度比 (%)	単価 (円)	前年度比 (%)
青果物	野菜	142,783,427	35,210,187	139,563,897	97.75	33,658,427	97.75	241	97.8
	果実	56,553,638	21,598,171	56,269,852	99.50	22,004,532	101.88	391	102.4
	計	199,337,065	56,808,358	195,833,749	98.24	55,662,959	97.98	284	99.7
水産物	生鮮水産物	19,250,340	16,057,628	17,824,379	92.59	15,777,219	98.25	885	106.0
	冷凍水産物	2,909,175	3,386,440	2,465,274	84.74	3,264,541	96.40	1,324	113.8
	加工水産物	11,172,868	11,749,544	10,595,787	94.83	11,306,458	96.23	1,067	101.5
	冷凍食品	4,406,482	2,475,231	4,969,438	112.78	2,620,635	105.87	527	93.9
	計	37,738,865	33,668,843	35,854,878	95.01	32,968,854	97.92	920	103.0
市場計		237,075,930	90,477,201	231,688,627	97.73	88,631,813	97.96	383	100.2

(2) 安定的な財政基盤の確立

創業時以降、経営収支は 9 期連続して黒字を計上し、また、令和 3 度においても黒字決算となった。

令和 4 年度においても、より一層収益の確保と経費の節減を図ることにより、単年度黒字の維持に努め、財政の健全化と安定した財政基盤の確立を図る。

【令和 4 年度当初予算案(別紙 1)】

4 市場施設管理業務

(1) 施設等の指定・使用許可等利用業務

大阪府中央卸売市場業務規程及び同規則等に基づき公正公平に取り扱うことを基本に、市場の活性化に資するよう市場施設等の適正な指定・使用許可に努める。

特に、不適切な使用に対しては、開設者とも連携しながら是正指導を一層強化するとともに場内ルールについて関係者と協議し、市場内スペースの有効活用を図る。

(2) 車庫・交通事故証明

場内駐車場の保管場所に変更があった都度、異動届を所轄警察署に提出するとともに自動車保管場所証明書を迅速に発行する。

また、場内で発生した交通事故に対して事故証明書の発行を迅速に行う。

(3) 遺失物の取扱い

遺失物は、拾得届を受理した即日に所轄警察署へ拾得届を提出し、適正かつ迅速に処理を行う。

(4) 施設・設備・外構の維持補修工事

① 維持補修工事

市場機能を維持するために必要とされる維持補修工事については、比較的小規模の緊急修繕が発生した時には、社員が直ちに現場に急行し、自ら修繕工事を行う一方、専門的な機材・技術を必要とする場合には専門業者に修繕の手配を行うなど常にスピーディに対応する。

特に、ライフラインである電気・水道・ガス等の供給施設や冷蔵庫関連設備の緊急を要する修繕工事は最優先に工事を実施し、万全を期する。

また、施設の老朽化が顕在化してきていることから、場内業者や市場ユーザーが施設を利用するに当たって事故を未然に防止するため必要な修繕を行う。

更に、市場機能を維持することはもとより、魅力あるきれいな市場づくりや市場利用者・場内関係者の利便性の向上を図り、市場の活性化に資するための施設設備の維持補修工事に関しては、市場ユーザーや場内ニーズを十分に踏まえながら開設者との適切な役割分担のもと、積極的に取り組む。

これら維持補修工事を施工するための事業費として、当初予算額として提案額どおり6千万円を計上することとし、財政状況及び市場関係者のニーズ等事業の必要性を見極めながら、追加事業を行う。

② 大阪府依頼事業

施設・設備の修繕工事について開設者が実施するよりも民間事業者としての管理センターが実施する方が事業費、工期等において一層の効果・効率性が期待できる工事の一部について、「大阪府中央卸売市場の管理運営業務協定書」(R4.4.1)に基づき次の事業を実施する。

○青果棟(卸売場)屋上防水改修工事(府予算額:45,207千円)(税込み)

○水産仲卸B棟低圧共用幹線設備改修工事(府予算額:46,934千円)(税込み)

(5) 委託業務

設備管理、保守点検、清掃、廃棄物処理業務等において、自ら実施するよりも、経済性・専門性等において委託するほうが有利であり、より優れた成果が期待できる分野に関しては開設者の事前承認を得て業務委託を行うこととする。

なお、業務委託を行うに当たっては、これまでから現行のサービス水準を低下させることなく経費の徹底的な節減を図ってきたところであるが、引き続き業者との粘り強い交渉によりコストの節減に努める。

しかしながら、近年、働き方改革や最低賃金の見直しにより、労務単価等のアップが避けられない状況になっているものの、粘り強く交渉を行い、抑制に努める。

また、機械・設備も老朽化が目立ってきていることから保守点検業務については、法定点検はもとより自主点検を強化する。

これら委託業務の事業費として、410,605千円を計上する。

(6) 消防・防災訓練の実施

火災発生時における従業員の技術の向上と相互協力体制の強化を図るとともに、従業員の防災意識の高揚を図るため、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら茨木市消防本部の協力を得て消防・防災訓練を実施する。

5 利用料金等の徴収、督促等債権管理業務

面積割・売上高割利用料金を始め電気・ガス・上水道等光熱水費、ごみ処理負担金等の維持使用料等の徴収に関する口座振替が不能となった場合には直ちに店舗・事務所に出向き納付を督促することにより、指定管理業務がスタートした平成24年度以降滞納ゼロを維持してきたところであり、令和4年度においても、受益者負担の原則に基づき適正に遅滞なく徴収する。

なお、万が一、滞納が発生した場合には保証金を充当する措置を講じるとともに弁護士による内容証明による督促や、支払い督促手続等の法的措置を講じることも含め滞納ゼロの維持に努める。

また、インゴット、段ボール等は入札により最も単価の高い業者に売却し、利益の確保を図る。

6 卸売予定数量等の調査及び統計に関する業務

統計データは市場の現況や将来像を把握するうえで最も重要な基礎資料となることから、正確性を最優先に迅速かつ適正な処理を行うとともにホームページに速やかにアップするなど情報提供に努める。

また、報告書として取りまとめ、関係機関に対して適宜報告を行う。

特に、市場取扱品流通状況調査は市場の経営戦略を構築していくうえでの基礎指標となることから正確性を担保するなど適正な処理に努める。

【主な統計業務】

- ・卸売予定数量報告書の受理、掲示(休場日を除く毎日)
- ・売上報告書の受理(休場日を除く毎日)
- ・市場日報・月報・年報の作成・配布・公表
- ・卸売業者年間売上報告書の受理
- ・市場取扱品流通状況調査
- ・仲卸業者の事業報告書、経営状況調査表の作成(毎年6月調査・作成)

7 市場活性化対策【別紙 2】

集荷力と販売力を高め、競争力のある魅力溢れた市場づくりを目指し、魅力ある市場づくり、川上・川下との連携、食の情報発信機能の充実、指定管理者制度の活用
の4分野において特色のある活性化事業を展開する。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染拡大のため主要な事業が中止又は
休止となったため、感染防止対策を講じつつ、創意工夫を凝らした新たな事業へのシ
フトを行ってきたが、令和4年度においても、感染状況を見極めながら充実した活性
化事業を推進する。

これら活性化事業の事業費として、当初予算額として提案額どおり4千万円を計上
し、財政状況及び市場関係者のニーズ等事業の必要性を見極めながら、追加的措置
を行う。

(1) 魅力ある市場づくり

① 集荷・分荷・転送機能の強化

府市場の立地条件の優位性を十分に発揮しながら集荷・分荷機能の強化や他
市場への商品の転送機能の強化を図るため、産地等からの遠距離トラックや転
送用のトラックの待機場所や荷捌き場所の確保を図るためハード・ソフト面か
らの環境整備について場内関係者及び産地配送関係者との協議を進める。

② 安全・安心・清潔な市場の実現

ア 品質管理の強化

川上・川下からの強い要請を受け、水産仲卸売場の低温管理が喫緊の課題
となっていることから令和元年度に策定した「水産仲卸売場の低温化基本計
画」及び「市場施設等再整備構想検討委員会」においてあるべき方策につい
て関係先と協議を進めてきた結果、大阪府において、2年間の時限的措置とし
て「低温化設備導入支援補助制度」の予算措置が講じられたところである。

こうした実施状況や場内事業者のニーズも見極めながら、当社としての方
針を検討する。

イ 清潔できれいな市場づくり

安全安心な生鮮食料品を提供する市場として清潔できれいな市場づくり
は最重要課題であることから、美化啓発ポスターを活用するなど美化キャン
ペーンを実施するとともに、場内関係者が一体となって定期的に一斉大掃除
を実施する。

清掃業務については、清掃区域の拡大や清掃回数の増加等充実を図ってき
たが、清掃業務の内容について常に見直しを行い場内清掃の一層の充実を図
る。

特にトイレについては、平成29年度をもってすべてのトイレの改修を完
成させたことを踏まえ、新たに作成した清掃点検のチェックリスト表を活用
するなど改修後のトイレの清潔性を保持する。

ウ 禁煙対策の強化

「禁煙ステッカー」、「禁煙ポスター」を貼付するほか、日々場内放送により禁煙の啓発を行うとともに、平成30年度に制定した「喫煙ルールの違反行為に対する取扱要綱」に基づき禁煙推進指導員が中心となって場内をラウンドし禁煙を啓発強化するとともに悪質なルール違反の喫煙者に対しては、同要綱に基づく入場禁止の処分を行うなど禁煙対策の一層の強化を図る。

特に、令和2年度より、受動喫煙防止対策に関する法が施行されたことに伴い屋内が原則禁煙になったため、周知・啓発と併せ、違反者に対する一層厳正な措置を講じ、禁煙対策の実効性を確保する。

エ 場内ルールの遵守

セリ場での販売行為や買い出し人専用駐車場での商品の保管・荷捌きなどの不適切な行為については是正させ、場内ルールを遵守するよう指導する。

オ 交通安全・防犯対策の強化

路上に不法駐車されている車両や共用場所での荷捌き行為をガードレール等の設置により物理的に不法行為ができないようにする。

また、夜間パトロールの強化や防犯カメラを増設するなど盗難等の防犯対策を強化する。

カ 不法投棄の防止

主に場外からの持ち込みごみをはじめとする不法投棄を抑止するため、防犯カメラ（187台設置、うち管理センター174台、大阪府13台）やごみ置き場のゲートの設置、ごみ置き場の利用時間の制限を行うなど総合的な対策を講じてきた結果、不法投棄件数は対策実施前に比べ約95%以上減少するなど一定の成果を得ている。

しかしながら、未だ一部に不法投棄が見られることから、不法投棄ゼロを目指しごみ置き場の再編や防犯カメラの死角の解消を図るなど徹底した措置を講じる。

また、悪質な不法投棄の行為者に対しては、刑事告発を行うとともに、入場禁止等の行政処分を科する。

キ 鳥獣害等防止対策

カラス、ハト等の糞による汚染や病原菌による被害を防止するため、害鳥獣が売り場や商品保管場所等に侵入しないようネット等を設置する。

ハト除けのネットについては、糞害が多く見受けられる青果仲卸棟は既に工事を完了させたが、水産仲卸棟についても被害が発生していることから、整備を終えたB棟に引き続きA棟の工事を行う。

カラスは、茨木市の許可を得て積極的に捕獲を行ってきたが、従来の手法に限界があり、また、費用対効果から見て課題があることから、専門家のアドバイスを得て、令和2年12月に新たな手法として旧コンポスト跡地に導入した固定式の捕獲籠が大きな成果を上げているので、引き続き同方式も含め捕獲を行う。

また、そ族による商品の被害も多発していることから、過去に実施した調査の検証も含め効果的な手法に関する調査検討を行う。

③ スマート市場づくり

コストの削減や環境にやさしい市場への取り組みにも繋がる節電の啓発を積極的に行う。

また、公共スペースにおける既存照明灯の LED への転換を優先順位をつけながら計画的に推進し、これまで 3,862 台の LED 器具を導入してきたが、令和 4 年度においては全ての既存照明を LED に転換するとともに、場内業者に対しても LED への転換の働きかけを行う。

なお、燃料電池（H27.3 導入）は、場内消費電力の 50%をカバーし、災害・停電時の電源を維持するとともに CO2 排出量を大幅に削減（▲29.1%）するなど環境面でも大きな効果を発揮しているため、引き続き需給契約を締結する。

(2) 川上・川下との連携

市場経由の取引量の拡大を図っていくためには、川上・川下双方のニーズを把握し産地から集荷する商品と小売業者が求めている需要のマッチングを図ることが重要であるため、新型コロナウイルス感染拡大対策を講じながら仲卸業者の取引先である産地・出荷者や量販店等小売業者との連携を一層強化する。

① 産地との連携強化

ア 意見交換会の開催

産地関係者の府市場へのニーズ・期待に的確に対応するため卸・仲卸業者と連携し、意見交換会を開催する。

イ 近郷売り場の活性化

集荷力を高めるだけでなく、地産地消を推進していく上で近郷売り場の果たす役割は重要であるものの、買参人が減少するなど近郷売場のシェアが低下しているため青果卸業者や買参人の組合である「北青会」と連携し、近郷売り場の活用を積極的に PR するなど新規参入農家の拡大を図る。

ウ 産地フェアの開催

事業連携大学の協力を得て、産地の特産物など特色のある商品を PR・販売し、もって集荷・販売を拡大するため、百貨店食料品売場等で産地フェアを開催する。

② 量販店等との連携強化

量販店への出荷割合が増加していることを踏まえ、量販店での販売を拡大するとともに消費者への市場 PR を行うため、バイヤーの要望に応え、新型コロナウイルス感染拡大の状況を見極めながら市場の名称を冠した市場まつりなど販売促進イベントを積極的に展開する。

その際、「せりちゃん」及び関連グッズを活用するとともに事業連携大学の学生が学生目線で考案したレシピの提供や学生による店頭販売を行うなど生鮮食料品の消費拡大に繋げる。

③ Web 商談会の開催

産地の認知度を向上させるとともに販売促進を図るため、産地と場内のネット販売事業者等通販事業者との Web による商談会の開催に向けたコーディネートを行う。

(3) 食の情報発信機能の強化

市場は安心・安全な生鮮食料品を安定的に供給するという重要な機能を発揮しているにもかかわらず、府市場はその存在が府民に余り知られていないため、府市場の存在意義や果たしている機能を広く情報発信するため、あらゆる手段を活用して市場の食の情報発信機能を高める。

① 市場見学会の充実

ア 見学者の受け入れ

市場見学会を通じて市場の知名度の向上はもとより市場が果たしている重要な機能や食育の推進に大きな効果を発揮していることに鑑み、近隣市の小学校の社会見学の受け入れを積極的に行ってきた結果、指定管理者制度導入前に比較して市場見学者は年間で千人以上増加するなど大きな成果を収めている。

また、指定管理者制度導入以前には受け入れていなかった一般見学者についても、指定管理者評価委員会の提言も踏まえ多くの受け入れを行い、外国人の見学者も新たに作成した外国語パンフレットを活用し、拡大を図ってきた。

しかしながら、令和3年度においては新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止を余儀なくされたが、再開を求める声が大きいため、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の状況等を見極めながら、開催に向けて内容を検討する。

また、併せてオンラインによる市場見学会の拡充について検討を進める。

なお、見学者数の数値目標については、新型コロナウイルスの先行きが不透明であるため、設定しない。

イ 受け入れ態勢の充実

見学者数の状況を見極めながらシルバー人材センターの人材を活用するなど受入態勢を充実する。

② 料理教室の充実

料理教室は、市場機能の消費者に対する PR 効果や食育に極めて重要であるため新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ水産物卸協同組合と連携しながら実施している出前のお魚料理教室の内容の一層の充実を図る。

③ 広報活動の強化

ア 広報媒体の活用

業界紙はもとより、大阪府や茨木等近隣市町村の広報媒体、民間コミュニティ誌ケーブルテレビ、民放テレビ・ラジオ等のメディアを積極的に活用するとともに事業連携大学との連携強化を通じて情報の発信を強化する。

イ 公共施設や駅などへのパンフレットの配備

公共施設や駅などへ市場関連イベントのチラシ、市場案内パンフレット、冊子等を配備できるよう関係先に要請する。

ウ 市場案内パンフレットの活用

「指定管理者評価委員会」の指摘・提言を踏まえ、新たに作成した小学生向けと一般向けの市場広報 DVD を活用し情報発信を図る。

また、外国人見学者が増加していることから英語・韓国語・中国語の市場案内のパンフレットを活用しタイムリーな情報提供を行う。

④ ホームページの充実

府民に対して市場日報等の統計情報や各種イベント情報をリアルタイムに提供するため、最新の情報をホームページに適宜アップする。

⑤ 管理棟 1 階展示ロビーの内容の充実

管理棟 1 階ロビーは見学者や市場関係者に利用される機会が多いものの、その一部に常設されている展示室は展示台や展示内容が古く時代にそぐわないものになっており、来場者や見学者から不評の声が上がるなど来場者の市場へのイメージが大きく損なわれていたことから、平成 30 年度に全面改修を終え、来場者から非常に高い評価を得ている。

今後とも引き続き、統計資料等市場関係の情報をリアルタイムに掲示するとともに展示物も来場者の関心を引く内容に適宜更新する。

⑥ 市場マスコットキャラクター「せりちゃん」の活用による市場 PR

市場開場 35 周年記念事業の一環として、MBS テレビでの公募により制作した市場のキャラクター「せりちゃん」を量販店等における市場まつりを始めとする各種の市場イベントに新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら参加させ、販売促進と市場の PR に努める。

⑦ 食育発信事業

食育に関する専門的な知識を有する「食育アドバイザー」の資格を持つ社員を中心に市場見学会や地域でのお魚料理教室等の機会を活用し、食に関する正しい知識、理解を与えるなど食育を積極的に推進する。

また、事業連携大学と連携し、市場開放デーや百貨店・量販店等における産地フェア等の場を活用しながら食育事業を実施するとともに、茨木市内における子ども食堂との連携を通じて食育を推進する。

⑧ 事業連携大学との連携事業の推進

食に関する人材の育成や食の安全・安心、食育などの情報発信を行うとともに生鮮食料品の消費拡大を図るため、学生の目線によるレシピの作成、新商品の開発や場内業者の販売企画の提案を行うなど 3 大学との連携事業を強化する。

(4) 空き施設の解消

空き施設を放置することは収益の減少をもたらすことはもとより、市場全体の活性化にとって最大の阻害要因となることから、生鮮食料品の流通に関わる事業者に対して効果的な入居の働きかけを行うとともに、複数箇所の利用促進や利用料金の柔軟な設定を行うことにより空き施設の解消に努める。

特に、指定管理者評価委員会の提言を踏まえ、ホームページで掲載する入居者募集のページにおいて、各施設の空き状況や参入可能な業種、必要条件等を明確に示すなど更に詳しい情報を提供し、新規参入の促進を図っているが、引き続きタイムリーに更新する。

① 仲卸店舗

市場を取り巻く厳しい経営環境の下、廃業を余儀なくされている仲卸業者が増加傾向にあり、必然的に仲卸店舗の稼働率も低下傾向にあるものの、廃業等により発生した空き店舗の解消を図るため、既存業者の複数箇所の利用促進を働きかけるなど稼働率の維持・向上に努めてきた結果、令和3年2月における仲卸店舗の稼働率は97.6%となり目標値(96.0%)を達成できている。

こうした取り組みや仲卸業者を取り巻く現下の経営環境も踏まえ、令和4年度の仲卸店舗の稼働率の目標値は令和3年度同様、仲卸店舗96.0%とする。

【仲卸店舗目標稼働率 96.0%】

② 仲卸事務所

施設の用途変更に係る基準に基づき、仲卸事務所を使用する者を仲卸業者に限定せず、その者の事業内容が、市場機能の充実に資する業務や市場利用者に便益を提供する業務を担う場合には、一定の条件のもとで使用許可するなど空き事務所の解消に努めてきた。

こうした取り組みにより、令和4年2月における稼働率は78.4%と僅かながら目標値を達成した。

今後とも、ホームページでの更なる働きかけ等の稼働率向上に向けた更なる取り組みを進め、令和4年度の稼働率の目標値は、過去3か年間の平均値(77.5%)及び令和3年度の見込値を考慮し78.0%とする。

【仲卸事務所目標稼働率 78.0%】

③ 管理棟・金融棟等

平成25年9月から管理棟2階の旧診療所あとに内科・外科の診療所が、また、警察官立寄所あとに薬局がそれぞれ開設され、更に、平成28年1月には5階に鍼灸所がオープンし、また、金融棟も平成26年1月から金融機関が入居したが、一部にはまだ空室が存在するので、PR活動を強化し、空き施設の解消に努める。

8 大阪府施策との整合性

(1) 障がい者の就労支援等

大阪府が推進している行政の福祉化の取り組みの一環として、管理棟における知的・精神障がい者の就労支援としての清掃訓練を継続的に実施するとともに、当該事業が円滑に進むよう当該事業を実施している事業者に必要な協力・支援を行う。

また、新たな取り組みとして、茨木市内において障がい者の就労支援に積極的に取り組んでいる社会福祉法人等と協働し、場内における授産製品等の販売に協力する。

更に、市場内の清掃業務の委託先業者に対して、引き続き知的障がい者を雇用するよう強く要請する。

(2) あいりん地区日雇い労働者の清掃事業の受け入れ

あいりん地区の日雇い労働者の清掃事業が円滑に実施できるよう清掃の場の提供など場内事業者等との調整を図る。

(3) 環境問題への取り組み

① 燃料電池の維持管理

二酸化炭素排出量を大幅に節減でき、かつ災害にも強い国内最大の「燃料電池」が平成26年度に導入されたことを踏まえ、導入事業者との間で締結した電力売買契約に基づき電気を買取のほか、電気主任技術者の配置など円滑な運転に協力する。

② 節エネルギー対策

市場は環境への負荷が大きいという特性を踏まえ、ポスターを作成するなど電気・ガスエネルギーの使用抑制の啓発を積極的に行うとともに、具体的な節電対策として市場内の既存照明設備全てをLEDへ転換するなど節エネルギー対策を推進する。

③ 廃棄物の排出量の抑制

廃棄物等の排出量を抑制するため、場外からのごみの持ち込みの禁止の徹底や場内関係者への啓発を積極的に行う。

④ 廃棄物のリサイクルの促進

市場から排出される事業系廃棄物のうち発泡スチロール、青果くず、魚あらはリサイクル処理を行ってきたところであるが、指定管理者導入後は、新たに、従来事業系廃棄物として処理費用をかけて処分されていた木製パレット、段ボール、古紙廃棄物を有価物としてリサイクルするなどの取り組みを推進してきた。その結果、大幅に削減されているが、引き続き「食品リサイクル法」の基本方針に則ってリサイクルの促進を目指す。

⑤ 食品ロスの削減

食品リサイクルと相まって、年間570万トンも発生する食品ロスは大きな社会問題となっており、特に大量の食品廃棄物を排出している市場は「食品ロス削減推進法」の趣旨に照らし、積極的に食品ロスの削減について取り組むことが求められており、また、「指定管理者選定委員会」においても同様の趣旨の提

言がなされている。

このため、大量の食品廃棄物を排出する場内事業者に対し排出抑制について協力を求めるとともに、食品衛生上問題がない食品の活用方策を検討する。

また、令和3年度に試行的に導入したフードドライブへの取り組みを推進する。

⑥ 自動車 NOx 排出規制適合車流入調査への協力

市場内への流入貨物自動車等に対する大阪府条例に基づく NOx 排出規制適合調査への協力を行う。

⑦ EV(電気自動車)充電器の導入

脱炭素社会の実現に向け EV(電気自動車)の普及が急速に進んでおり、場内においても市場関係者の電気自動車(EV)の利用者が拡大傾向にあるが、一層の普及促進を図るため、国及び大阪府の補助金を活用し EV の急速充電器を管理棟駐車場内に設置する。

9 NPO、府民等との協働

前述した食品ロス削減の取り組みとして、NPO 法人等が主催するフードドライブが円滑に実施できるよう場内での活動の場の提供を行ううとともに、管理棟内にフードドライブコーナーを常設する。

また、府内4か所のこども食堂と連携し、食材の提供や当社スタッフの食育アドバイザーによるこども食堂における食育活動を推進する。

更に、前述したとおり茨木市内における社会福祉法人等と協働し、場内における授産製品等の販売に協力する。

10 大阪府主催イベントへの協力

様々な行政分野で実施される府主催の啓発イベント等にできるだけ多くの府民が参加し、機運を盛り上げるとともに市場の知名度を高めるため、大阪産(もん)など市場ならではの生鮮食料品を副賞として提供するとともに「せりちゃん」を積極的に出演させる。

11 サービスの向上

市場関係者の要望・提言等に対しては、真摯に受け止め、事務的に処理できるものは速やかに処理を行い、市場全体の方針に係る事案や政策的な事案に関しては取締役会での決議を踏まえ、課題解決に向けてスピード感をもった小回りの利く運営を行う。

また、営業時間については、卸売市場の特性を踏まえ、営業開始時間を開設者より早め、8時に開始できるようにするなど一層のサービスの向上に努める。

また、終業時間も午後5時までとし、顧客サービスの向上を図る。

更に、市場活性化及び場内従業員に対する福利厚生の一環として、若者に人気のあるクレープ等の軽食販売を行うキッチンカーによる出店を試行的に実施する。

なお、出店に際しては、衛生管理の徹底や暴排誓約書を提出させるなど厳格な審査を行うとともに、既存事業者の経営を圧迫しないよう品目の調整を図るなど配慮する。

12 社員研修の充実

卸売市場をめぐる諸課題についての認識を深めることや個人情報保護、労務管理、ハラスメント防止、公益通報など適正な事務処理を行っていく上で、社員の資質の向上を図ることが重要であることから、できるだけ多くの機会をとらまえて積極的に研修に参加させる。

13 コンプライアンス

不正リスクへの対応は重要な経営課題であるが、とりわけ、当社は公の施設の指定管理者として市場施設の管理運営業務を行っていることから、一般企業に比べてより高度な倫理意識をもって行動することが求められており、ひとたびコンプライアンスの違反事象が発生すれば、経営的な打撃を被るだけではなく、府民からの社会的信用が失墜するなど重大な問題に発展する。

このため、全社員が正しいコンプライアンスの知識と理解をもって、法令、社内規則、会社理念、ビジョンの遵守はもとより社会を構成する一員として社会的ルールを守り判断し行動するよう全社的に内部統制の強化を図る。

14 個人情報の保護

社員の中で個人情報保護に関して十分な知識を有する幹部社員を個人情報保護責任者として任命し、「個人情報保護法」及び「大阪府個人情報保護条例第553条の3」の規定に基づき、その遵守に努めるとともに、卸売業者・仲卸業者等の企業秘密についても事業者の競争上の地位その他正当な利益を害し、損害を与えることがないよう適切な管理に努める。

また、当社が発注する委託業務に関して、受注者が契約による事務に関して講ずべき具体的な措置を契約条項に盛り込むなど適正な管理を行う。

15 情報公開体制

管理運営業務に関し、大阪府が指定する書類を「府政情報センター開架資料」として事務所に備え置き、一般府民が営業時間内にいつでも閲覧できるよう整備するとともに、市場日報等各種統計データや主要行事等を当社のホームページにリアルタイムにアップするなど情報提供と情報公開に努める。

16 人権問題への取り組み

人権問題を企業の重要な社会的責任の一つとしてとらえ、人権問題への取り組みの強化を図る。

その一環として、地元の茨木地区人権推進企業連絡会、茨木市人権啓発推進協議会を始め(一社)おおさか人材雇用開発人権センター及び(一社)公正採用人権啓発推進センターへ参画し、研修会への出席や公正採用選考人権啓発推進員が中心となって社員に対する意識啓発を行う。

また、当社が発注する委託業務に関して、受注者(業務責任者、作業員等)が基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう人権啓発に係る研修を行うよう契約条項に盛り込み、人権研修の実施を義務付ける。

